

ベースアップ(Ⅰ)のみ届出×切が延長に —注意! その他の届出は従来通り6月3日要受理

5月20日付の事務連絡で、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出の×切が6月21日(金)までに延長されました。その日までに届け出て受理されれば、6月1日から評価料(Ⅰ)の算定が可能となります。

ただし、延長は、あくまでベースアップ評価料(Ⅰ)のみ対象です。ベースアップ評価料(Ⅱ)や、その他の点数については、6月1日から算定するためには、遅くとも6月3日(月)までに受理される必要がありますので、ご注意ください。

また、5月17日に領収証の扱いについても事務連絡が出されておりますので、ご紹介します。



↑厚労省改定HP

6月1日から算定するための届出×切

①	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ※訪問看護ベースアップ(Ⅰ)も同様に延長特例の対象	6月21日 までに要 <u>受理</u>
②	上記①以外の施設基準に係る届出 (6月1日までに届出が求められているもののみ)	6月3日 までに要 <u>受理</u>

●ベースアップに関する領収書Q&A事務連絡の紹介

問 領収証について、医科点数表第14部「その他」の新設により、「その他」の欄が追加されたが、レセコン又は自動入金機の改修が必要などやむを得ない事情により、「その他」の欄の記載された領収証が発行できない場合について、どのように考えたらよいか。

答 当分の間、改正前の領収証に手書きで記載する又は別に「その他」の金額が記載された別紙を交付するなど、患者が医療費の内容が分かる形で運用している場合には、領収証を発行しているものとみなす。なお、その場合であっても、早期に別紙様式1の形式で領収証が発行できるようにすることが望ましい。

(5月17日事務連絡改変)